

# 令和6年度 市民税・県民税申告のてびき

(令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入についての申告です。)

**申告期限は3月15日(金)です**

市民税・県民税の申告は、市民税・県民税の課税の基礎になるほか、国民健康保険税の計算や、年金・医療・児童手当・保育料の負担額や支給額などに影響する重要なものです。この『市民税・県民税申告のてびき』を参考に申告書を作成してください。

**提出先** 各申告相談会場・市役所・各支所  
**問い合わせ先** 丹波市税務課市民税係 Tel82-2070 (係直通)



## 申告相談日程(土・日・祝日等を除く)

会場	日程	受付時間	備考
丹波篠山市民センター	2月16日(金)～2月29日(木)	AM9:00～PM4:00	税務署が開催する確定申告会場
柏原住民センター	3月1日(金)～3月15日(金)		
青垣住民センター	2月16日(金)～2月20日(火)	AM9:00～PM4:00 ※ただし、各会場最終日の受付は <u>正午まで</u> です。	市が開催する市民税・県民税申告会場
氷上住民センター	2月21日(水)～2月27日(火)		
ライフピアいちじま	2月28日(水)～3月4日(月)		
春日住民センター	3月5日(火)～3月8日(金)		
山南住民センター	3月11日(月)～3月14日(木)		

○センター会場は開設から3日間・その他の各会場は前半に大変混み合うことが予想されます。混雑状況によって受付時間を短縮する場合がありますのでご了承ください。

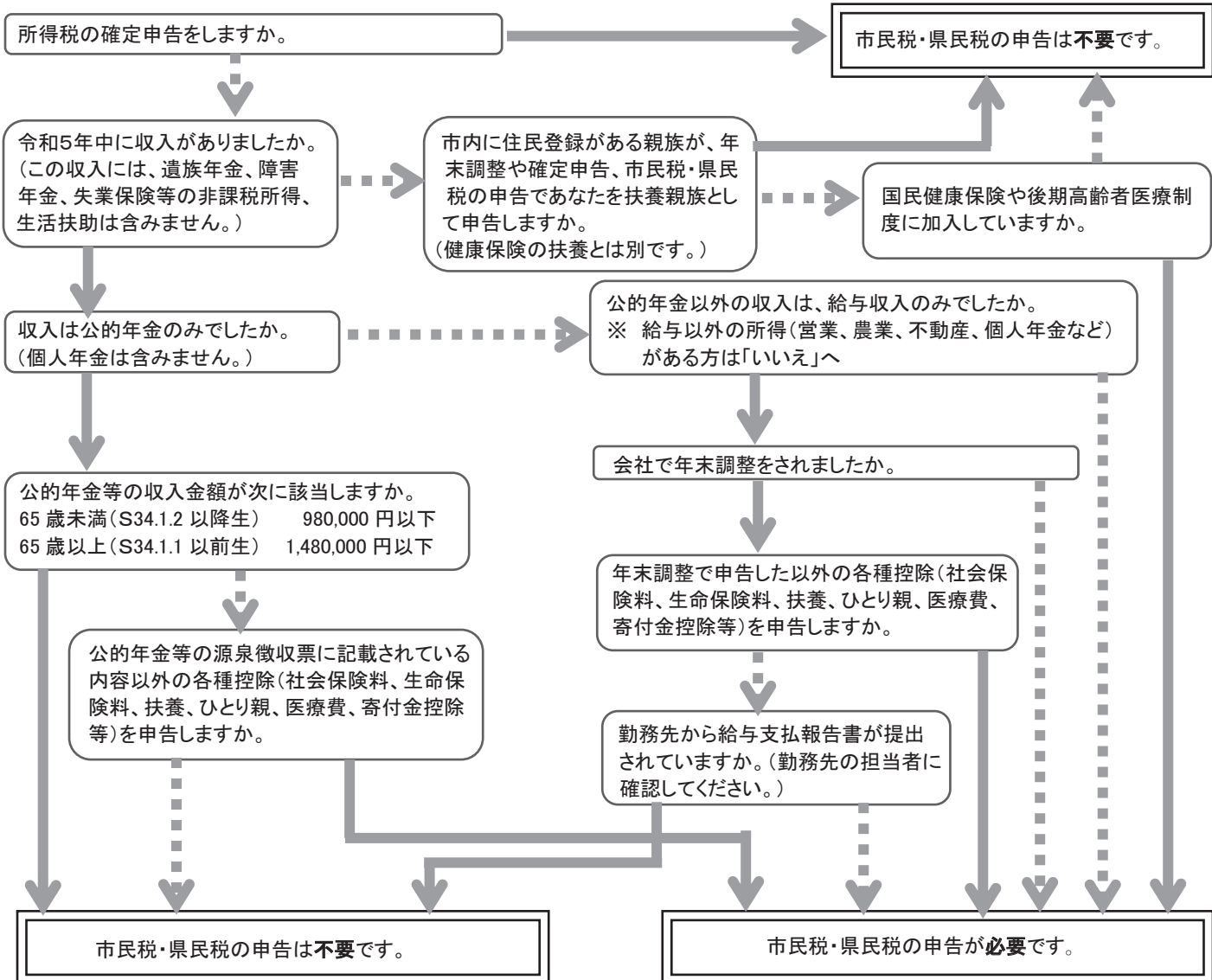
## 申告相談にあたってのご注意

- 収支内訳書の作成、青色申告、仮想通貨の売却等による所得、先物取引に係る雑所得等、土地・株式等譲渡の申告、肉用牛の売却による所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(初年度)、過年分の申告、消費税の申告、分離課税の申告は、確定申告会場(丹波篠山市民センター・柏原住民センター)でご相談ください。
- 税務署・市役所税務課・各支所では、申告相談を行っておりません。
- 申告相談会場での混雑回避のため、次のことにご協力ください。
  - ・収支内訳書は事前に作成してご持参ください。
  - ・医療費控除の申告をされる方は、明細書を事前に作成してご持参ください。
  - ・通帳、マイナンバーカード、源泉徴収票、生命保険料控除証明書の原本(ハガキ等)等は、必ずご持参ください。
- 体調が優れない方につきましては、ご来場をお控えください。

# 市民税・県民税の申告のいる・いらぬ

市民税・県民税の申告が必要かどうか、下記の設問でご確認ください。

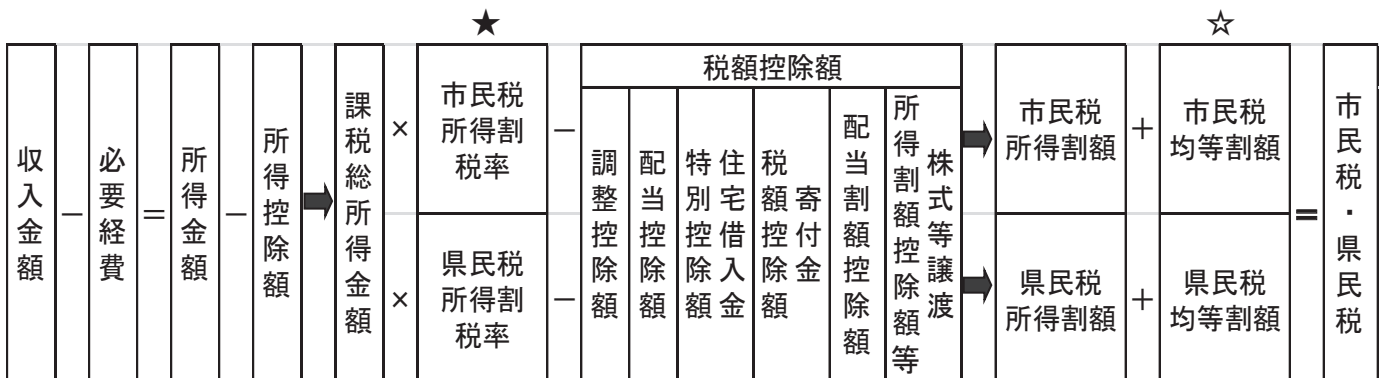
はい → いいえ ... →



※ 上記のほか、所得証明書が必要な方、その他福祉サービスを利用される方などは市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

## 税額の計算の流れと税率について

市民税・県民税の計算の流れは次のようになります。



《市民税・県民税の税率》

- ★ 所得割
  - 市民税 6%
  - 県民税 4%
- ☆ 均等割 (県民税のうち 800 円は県民緑税です。)
  - 市民税 3,000 円
  - 県民税 1,800 円

※ 令和6年度から市民税県民税と併せて森林環境税(国税:1,000円)が課税されます。

# 申告書の書き方と添付する書類

## 令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告書

個人番号、電話番号  
漏れにご注意

令和5年中に  
無収入だった  
方や、非課税  
所得(失業給  
付金、遺族年  
金等)のみの  
方はこの欄に  
具体的に記入  
してください。

営業・農業・  
不動産所得  
等のある方  
は、申告書と  
別に、收支内  
訳書を作成し  
てください。  
收支内訳書  
は市役所・各  
支所に備え  
付けていま  
す。

控除金額  
は、5.6ペ  
ージ参照

行政区		世帯番号	宛名番号
丹波市長様		職業又は勤務先	自宅・勤務先・携帯
令和 年 月 日	電 話	世帯主	
個人番号		明・大・昭・平・西暦	年 月 日生
ふりがな		(氏名)	

収入(所得)のなかった方の記入欄		3 所得から差し引かれる金額に関する事項	
1. 次の人に扶養(援助)されていた。 住所 学校名 氏名 (敬称)	2. 学生であった。 学校名	13 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 雑損金額 保険金などで補填される金額 差し引損失のうち災害関連支出の金額	
3. 次の非課税収入を受けていた。 ア. 遺族年金 イ. 障害年金 ウ. 雇用保険 エ. 他( ) エ. 他( ) 4. 預貯金を取り崩して生活していた 5. その他 【上記に該当しない場合、生活費の収入源を記入ください】		14 医療費控除 □ 従来からの医療費控除 □ 災害に支払った医療費等 (保険金などで補填される金額) □ セルフメディケーション税制	
入(所得)のある方の記入欄		15 社会保険料控除	
1 収入金額等	2 所得金額	16 生命保険料控除 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	
雑損控除	雑損控除	17 地震保険料控除 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計	
公的年金等	公的年金等	18 寡婦・ひとり親控除 19~20 □寡婦 □死別 □生死不明 □離婚 □未補達 (学校名) 21 □勤労学生控除	
業務	業務	22 障害者控除 氏名 障害の種類 障害の程度	
その他	その他	23~24 配偶者の氏名 生年月日 明・大・昭・平 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	
短期	短期	25 扶養控除 氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
長期	長期	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
一時	一時	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
合計	合計	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
雑損控除	雑損控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
医療費控除	医療費控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
社会保険料控除	社会保険料控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
生命保険料控除	生命保険料控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
地震保険料控除	地震保険料控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
寡婦・ひとり親控除	寡婦・ひとり親控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
勤労学生、障害者控除	勤労学生、障害者控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
配偶者控除	配偶者控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
配偶者特別控除	配偶者特別控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
扶養控除	扶養控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
基礎控除	基礎控除	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	
合計	合計	氏名 生年月日 明・大・昭・平 □同居 □別居 続柄 控除額	

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法  
 給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

添付資料  
⑬ 雑損控除  
罹災証明書、災害関連支出金額の領収書等

⑭ 医療費控除  
明細書(領収書の添付不要。ただし5年間保管が必要。)

⑮ 社会保険料控除  
国民年金支払の証明書等

⑰ 生命保険料控除  
支払額等の証明書  
(旧生命保険料は、1契約 9,000 円以下の場合には添付不要。)

⑱ 地震保険料控除  
支払額等の証明書

⑲ ⑳ 本人が、寡婦・ひとり親に該当すれば記入  
㉑ 学校や法人から交付を受けた証明書

⑲~⑳ 控除の対象となる配偶者及び扶養される方の氏名や個人番号等を記入します。  
 ※市外の方を扶養されるときは、申告書裏面「14 市外の扶養親族に関する事項」も記入してください。  
 ※国外在住者を扶養控除の対象とする場合は、38 万円以上の送金を確認できる書類、親族関係がわかる書類を添付してください。

㉑ 本人または扶養親族のうち、障害者手帳等をお持ちの方の氏名や等級等をご記入ください。要介護認定を受けられている方で、市長が『障害者控除対象者認定書』を発行した方も対象です。

(申告書裏面) 寄附金に関する事項  
寄附金の証明書又は領収書

「2 所得金額」の計算方法

所得の種類		計算方法																																																	
事業所得	営業所得 ・卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、保険業、運輸業、サービス業などのいわゆる営業 ・医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工などの自由職業 ・漁業などの事業 など	〔総収入金額－必要経費－専従者控除額〕  上の金額は「収支内訳書」を作成して算出してください。																																																	
	農業所得 ・農産物の生産、果樹などの栽培 ・農家が兼営する家畜・家きんの飼育 ・酪農品の生産 など																																																		
不動産所得	土地や家屋などを貸して生ずる地代や家賃、小作料、広告塔・立看板料など																																																		
利子所得	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配など	〔収入金額＝所得金額〕 ※一般的に利子所得は源泉分離課税ですので申告は不要です。 源泉分離課税：所得を受け取る時に税額が源泉徴収され、納税が完結する制度																																																	
配当所得	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（利子所得に該当するものを除く）の収益の分配など	〔収入金額－株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子〕																																																	
給与所得	俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持っている給与に係る所得 【給与所得者の特定支出控除については、税務署にお問い合わせください】 給与所得金額計算表																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額[A]</th> <th>給与所得の金額</th> <th>給与収入金額[A]</th> <th colspan="2">給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 550,999円</td> <td>0円</td> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>[A]÷4</td> <td>[B]×2.4+100,000円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>[A]－550,000円</td> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>(千円未満の端数切捨て)</td> <td>[B]×2.8－80,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>,000円 [B]</td> <td>[B]×3.2－440,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td></td> <td>[A]×0.9－1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> <td>8,500,000円～</td> <td></td> <td>[A]－1,950,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給与収入金額[A]	給与所得の金額	給与収入金額[A]	給与所得の金額		～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	[A]÷4	[B]×2.4+100,000円	551,000円～1,618,999円	[A]－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	(千円未満の端数切捨て)	[B]×2.8－80,000円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	,000円 [B]	[B]×3.2－440,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円		[A]×0.9－1,100,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～		[A]－1,950,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																		
給与収入金額[A]	給与所得の金額	給与収入金額[A]	給与所得の金額																																																
～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	[A]÷4	[B]×2.4+100,000円																																															
551,000円～1,618,999円	[A]－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	(千円未満の端数切捨て)	[B]×2.8－80,000円																																															
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	,000円 [B]	[B]×3.2－440,000円																																															
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円		[A]×0.9－1,100,000円																																															
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～		[A]－1,950,000円																																															
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																																																		
所得金額調整控除	次の【1】または【2】に該当する場合、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。 【1】給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 (1)本人が特別障害者に該当 (2)23歳未満の扶養親族を有する (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する 【2】給与等の所得金額と公的年金に係る雑所得の金額があり、合計した所得が10万円を超える場合 ※【1】の控除がある場合は、【1】の控除後の金額から控除します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,500,001円～10,000,000円</td> <td>(給与収入金額－850万円)×10%</td> </tr> <tr> <td>10,000,001円～</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額	控除額	8,500,001円～10,000,000円	(給与収入金額－850万円)×10%	10,000,001円～	15万円																																											
	給与等の収入金額	控除額																																																	
8,500,001円～10,000,000円	(給与収入金額－850万円)×10%																																																		
10,000,001円～	15万円																																																		
	{給与所得控除後の給与等の金額(※上限10万円)} + {公的年金等に係る雑所得の金額(※上限10万円)} - 10万円																																																		
雑所得	国民年金、厚生年金、共済年金など。(ただし、傷病者や遺族などの受け取る年金は非課税です) 公的年金等の所得金額計算表																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年金受給者の年齢</th> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額(A)</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の合計所得の金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超～2,000万以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満(S34.1.2以後生)</td> <td>～1,299,999円</td> <td>(A)－60万円</td> <td>(A)－50万円</td> <td>(A)－40万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～4,099,999円</td> <td>(A)×75%－27.5万円</td> <td>(A)×75%－17.5万円</td> <td>(A)×75%－7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>(A)×85%－68.5万円</td> <td>(A)×85%－58.5万円</td> <td>(A)×85%－48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>(A)×95%－145.5万円</td> <td>(A)×95%－135.5万円</td> <td>(A)×95%－125.5万円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～</td> <td>(A)－195.5万円</td> <td>(A)－185.5万円</td> <td>(A)－175.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上(S34.1.1以前生)</td> <td>～3,299,999円</td> <td>(A)－110万円</td> <td>(A)－100万円</td> <td>(A)－90万円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～4,099,999円</td> <td>(A)×75%－27.5万円</td> <td>(A)×75%－17.5万円</td> <td>(A)×75%－7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>(A)×85%－68.5万円</td> <td>(A)×85%－58.5万円</td> <td>(A)×85%－48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>(A)×95%－145.5万円</td> <td>(A)×95%－135.5万円</td> <td>(A)×95%－125.5万円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～</td> <td>(A)－195.5万円</td> <td>(A)－185.5万円</td> <td>(A)－175.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得の金額			1,000万円以下	1,000万円超～2,000万以下	2,000万円超	65歳未満(S34.1.2以後生)	～1,299,999円	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円	1,300,000円～4,099,999円	(A)×75%－27.5万円	(A)×75%－17.5万円	(A)×75%－7.5万円	4,100,000円～7,699,999円	(A)×85%－68.5万円	(A)×85%－58.5万円	(A)×85%－48.5万円	7,700,000円～9,999,999円	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円	10,000,000円～	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円	65歳以上(S34.1.1以前生)	～3,299,999円	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円	3,300,000円～4,099,999円	(A)×75%－27.5万円	(A)×75%－17.5万円	(A)×75%－7.5万円	4,100,000円～7,699,999円	(A)×85%－68.5万円	(A)×85%－58.5万円	(A)×85%－48.5万円	7,700,000円～9,999,999円	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円	10,000,000円～	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円
年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得の金額																																															
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万以下	2,000万円超																																															
65歳未満(S34.1.2以後生)	～1,299,999円	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円																																															
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×75%－27.5万円	(A)×75%－17.5万円	(A)×75%－7.5万円																																															
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×85%－68.5万円	(A)×85%－58.5万円	(A)×85%－48.5万円																																															
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円																																															
	10,000,000円～	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円																																															
65歳以上(S34.1.1以前生)	～3,299,999円	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円																																															
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×75%－27.5万円	(A)×75%－17.5万円	(A)×75%－7.5万円																																															
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×85%－68.5万円	(A)×85%－58.5万円	(A)×85%－48.5万円																																															
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×95%－145.5万円	(A)×95%－135.5万円	(A)×95%－125.5万円																																															
	10,000,000円～	(A)－195.5万円	(A)－185.5万円	(A)－175.5万円																																															
業務	原稿料、講演料、又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得	〔総収入金額－必要経費〕																																																	
その他	互助年金・生命保険の年金(個人年金保険)、他の所得にあてはまらない所得	〔総収入金額－必要経費〕																																																	
総合譲渡	自動車、機械(農機具等買い替えた際の下取り分を含む)、ゴルフ会員権、貴金属、特許権、骨とうなどの譲渡による所得(保有期間が5年以内を「短期」、5年超を「長期」に区分します。)	〔収入金額－必要経費－特別控除額〕 ※特別控除額は50万円まで ※必要経費は譲渡資産の取得費から、償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用など																																																	
一時所得	賞金、懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金、生命保険金などの臨時・偶発的な所得	〔収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額〕 ※特別控除額は50万円まで																																																	
分離譲渡所得	土地、土地の上に存する権利、建物や株式・先物取引など(源泉分離課税を選択した場合を除く)の譲渡などによる所得	〔収入金額－必要経費〕 ※国・地方公共団体に対するもの、収用交換などによる土地等の譲渡については、特別控除を受けられる場合があります。																																																	
山林所得	山林(保有期間5年超)を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡したことによって生ずる所得	〔収入金額－必要経費－特別控除額〕																																																	



「4 所得から差し引かれる金額」の計算方法

項目	控除額等																																																										
雑損控除	災害・盗難、又は横領によって生活用資産などに損害を受けた場合 ①(損害金額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等の合計額×10% } ①②のいずれかの多い金額 ②災害関連支出額－5万円																																																										
医療費控除	(前年中に支払った 保険金等で補てん )－( 総所得金額等の合計額×5%相当額 ) 最高 医療費総額 される金額 又は10万円のいずれか少ない方の金額 200万円 ・控除の対象になるもの…医師による治療費、治療のための医薬品の購入費用など。 ・控除の対象にならないもの…インフルエンザ予防接種、人間ドックなど健康診査、健康増進の飲食物など。 ・セルフメディケーション税制として、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている場合、特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(8万8千円を限度)を控除することができます。ただし、従来の医療費控除との選択適用となり、併せて受けることはできません。																																																										
社会保険料控除	健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料など ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引きされている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料はあなたの控除の対象にはなりません。																																																										
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約掛金(ただし旧第二種共済契約は、この控除ではなく生命保険料控除の対象になります)、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金。																																																										
生命保険料控除	①平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る控除額の算出方法(旧契約) <table border="1"> <tr> <td>一般生命保険料</td> <td>個人年金保険料</td> <td>ア 15,000円以下 …… 支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>右記のア～エより</td> <td>右記のア～エより</td> <td>イ 15,001円～40,000円 … 支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>求めた金額</td> <td>求めた金額</td> <td>ウ 40,001円～70,000円 … 支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>エ 70,001円以上 …… 35,000円</td> </tr> </table> ②平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る控除額の算出方法(新契約) <table border="1"> <tr> <td>一般生命保険料</td> <td>介護医療保険料</td> <td>個人年金保険料</td> <td>③ 旧契約、新契約を支払っている場合</td> </tr> <tr> <td>下記のア～エより</td> <td>下記のア～エより</td> <td>下記のア～エより</td> <td>新・旧それぞれの計算により算出した金額の合計額(各保険の上限額28,000円)</td> </tr> <tr> <td>求めた金額</td> <td>求めた金額</td> <td>求めた金額</td> <td>※全体の上限額は70,000円</td> </tr> </table> ア 12,000円以下 …… 支払保険料の全額 イ 12,001円～32,000円 … 支払保険料×1/2+6,000円 ウ 32,001円～56,000円 … 支払保険料×1/4+14,000円 エ 56,001円以上 …… 28,000円	一般生命保険料	個人年金保険料	ア 15,000円以下 …… 支払保険料の全額	右記のア～エより	右記のア～エより	イ 15,001円～40,000円 … 支払保険料×1/2+7,500円	求めた金額	求めた金額	ウ 40,001円～70,000円 … 支払保険料×1/4+17,500円			エ 70,001円以上 …… 35,000円	一般生命保険料	介護医療保険料	個人年金保険料	③ 旧契約、新契約を支払っている場合	下記のア～エより	下記のア～エより	下記のア～エより	新・旧それぞれの計算により算出した金額の合計額(各保険の上限額28,000円)	求めた金額	求めた金額	求めた金額	※全体の上限額は70,000円																																		
一般生命保険料	個人年金保険料	ア 15,000円以下 …… 支払保険料の全額																																																									
右記のア～エより	右記のア～エより	イ 15,001円～40,000円 … 支払保険料×1/2+7,500円																																																									
求めた金額	求めた金額	ウ 40,001円～70,000円 … 支払保険料×1/4+17,500円																																																									
		エ 70,001円以上 …… 35,000円																																																									
一般生命保険料	介護医療保険料	個人年金保険料	③ 旧契約、新契約を支払っている場合																																																								
下記のア～エより	下記のア～エより	下記のア～エより	新・旧それぞれの計算により算出した金額の合計額(各保険の上限額28,000円)																																																								
求めた金額	求めた金額	求めた金額	※全体の上限額は70,000円																																																								
地震保険料控除	①地震保険料控除のみの場合 50,000円以下…支払った保険料の金額×1/2 50,000円以上…25,000円 ②旧長期損害保険料控除のみの場合 5,000円以下…支払った保険料の金額 5,001円～15,000円…支払った保険料の金額×1/2+2,500円 15,001円以上…10,000円 ③両方ある場合…①+②(上限25,000円) ※一つの損害保険契約が、地震保険料と長期損害保険料の双方に該当する場合は、いずれか一方のみ控除の対象となります。																																																										
本人のみ	障害者控除 障害者 令和5年12月31日時点で、次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ・知的障害者更生相談所などにより知的障害者と判定された方 ・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市長の認定を受けている方 260,000円 特別障害者 障害者のうち、特に重度の障害のある方 ・身体障害者手帳に、障害の程度が1級又は2級と記載されている方 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方 ・重度の知的障害者と判定された方など 300,000円																																																										
	寡婦・ひとり親控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">死別</th> <th colspan="2">離別</th> <th colspan="2">未婚</th> </tr> <tr> <th>本人合計所得</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">女性</td> <td>扶養親族:「子」有</td> <td>30万円</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子」以外有</td> <td>26万円</td> <td>—</td> <td>26万円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:無</td> <td>26万円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">男性</td> <td>扶養親族:「子」有</td> <td>30万円</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子」以外有</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ・控除額30万円の方はひとり親控除該当、26万円の方は寡婦控除該当となります ・住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外となります		配偶関係	死別		離別		未婚		本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	女性	扶養親族:「子」有	30万円	—	30万円	—	30万円	—	扶養親族:「子」以外有	26万円	—	26万円	—	—	—	扶養親族:無	26万円	—	—	—	—	—	男性	扶養親族:「子」有	30万円	—	30万円	—	30万円	—	扶養親族:「子」以外有	—	—	—	—	—	—	扶養親族:無	—	—	—	—	—
	配偶関係			死別		離別		未婚																																																			
		本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																																			
女性	扶養親族:「子」有	30万円	—	30万円	—	30万円	—																																																				
	扶養親族:「子」以外有	26万円	—	26万円	—	—	—																																																				
	扶養親族:無	26万円	—	—	—	—	—																																																				
男性	扶養親族:「子」有	30万円	—	30万円	—	30万円	—																																																				
	扶養親族:「子」以外有	—	—	—	—	—	—																																																				
	扶養親族:無	—	—	—	—	—	—																																																				

項目		控除額等		
勤労学生控除 (本人のみ)	大学、高校などの学生又は生徒で、合計所得金額が75万円以下の方で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の方	260,000円		
配偶者控除	あなたに合計所得金額が48万円以下の同一生計の配偶者がある場合、この控除が適用されます。			
	配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得金額の区分と控除額		
		90万円以下	90万円超～ 95万円以下	95万円超～ 1,000万円以下
	48万円以下	控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	33万円 38万円	22万円 26万円
			11万円 13万円	
※老人控除対象配偶者とは昭和29年1月1日以前生まれの方				
配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者があるとき、この控除が適用されます。 ただし、次のいずれかに該当する場合には適用されません。 ①あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合 ②配偶者の前年中の合計所得が133万円を超える場合 ③配偶者が事業専従者給与の支払いを受けている場合			
	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額の区分と控除額		
		90万円以下	90万円超～ 95万円以下	95万円超～ 1,000万円以下
	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	
扶養控除	<b>一般扶養親族</b> 生計を一にする親族(配偶者は除く)などで16歳以上の扶養親族のうち、特定扶養親族・老人扶養親族以外で、前年中の合計所得額が48万円以下の方	330,000円		
	<b>特定扶養親族</b> 扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の方(平成13年1月2日から平成17年1月1日の間に生まれた方)	450,000円		
	<b>老人扶養親族</b> 扶養親族のうち、70歳以上の方(昭和29年1月1日以前に生まれた方)	380,000円		
	<b>同居老親等</b> 老人扶養親族のうち、次のいずれにも該当する人 ①あなた又はその配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)である方 ②あなた又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている方	450,000円		
扶養障害者控除	<b>普通障害者</b> 扶養親族が普通障害者である場合 ※申告書の⑳欄	260,000円		
	<b>特別障害者</b> 扶養親族が特別障害者である場合 ※申告書の⑳欄	300,000円		
	<b>同居特別障害者</b> 扶養親族が特別障害者で同居又は生計を一にするその他の親族と同居を常としている場合 ※申告書の⑳欄	530,000円		
基礎控除	合計所得金額			
		2,400万円以下	2,400万円超～ 2,450万円以下	2,450万円超～ 2,500万円以下
	基礎控除	43万円	29万円	15万円
			2,500万円超	0円

## 住宅借入金等特別税額控除について

平成 26～令和 5 年 12 月 31 日までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方は、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の市民税・県民税から控除します。

### 市民税・県民税(所得割)から控除できる額

次の(1)か(2)のいずれか少ない額を控除します。

- (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- (2) 所得税の課税総所得金額等の 5%(上限 9.75 万円) …居住年が平成 26 年 3 月以前  
所得税の課税総所得金額等の 7%(上限 13.65 万円) …居住年が平成 26 年 4 月以降※  
所得税の課税総所得金額等の 5%(上限 9.75 万円) …居住年が令和 5 年 1 月以降  
※消費税率が 8%又は 10%の場合のみ。消費税率が 5%の場合は 5%(上限 9.75 万円)となります。

### 市民税・県民税(所得割)から控除できる期間

原則 10 年間ですが、以下の要件に該当する方は 13 年間となります。

- ・令和元年 10 月から令和 2 年 12 月末までに居住を開始された方のうち、消費税が 10%で住宅を取得された方
- ・令和 3 年 1 月から令和 4 年 12 月末までに居住を開始された方のうち、特別特例取得又は特例特別特例取得に該当する住宅を取得された方※
- ・令和 4 年 1 月から令和 5 年 12 月末までに居住を開始された方のうち、新築住宅等もしくは一定の省エネ基準を満たす認定住宅等を取得された方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により住宅への入居が遅れ、入居期限(令和 2 年 12 月末)までに入居が出来なかった方で、一定の期日(新築の場合は令和 2 年 9 月末、分譲住宅等の場合は令和 2 年 11 月末)までに契約が締結されており、令和 3 年 12 月末までに入居された方

※特別特例取得とは、消費税が 10%で住宅を取得された場合で一定の期間(新築の場合は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅等の場合は令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末まで)内に契約が締結されているものをいい、特例特別特例取得は、特別特例取得に一定の床面積要件を設けたものをいいます。

## 寄附金控除について

寄付金控除には、寄附金の受領書又は領収書が必要です。

### ●対象となる寄附金

① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金「ふるさと納税」 (総務大臣が指定する団体に対するものに限る。)
② 兵庫県共同募金会又は日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金 (総務大臣の承認等を受けたものに限る。)
③ 兵庫県の条例により指定する寄附金
④ 丹波市の条例により指定する寄附金

※①のふるさと納税でワンストップ特例制度を申請した場合であっても、医療費控除の追加などで申告を行う場合には、ワンストップ特例制度の適用を受けることはできません。申請後に確定申告や住民税申告を行う場合その他の申告事項と併せて、申請した全ての寄附金について必ず申告するようご注意ください。

## 事業所得に係る記帳・帳簿等の保存について

個人で事業や不動産の貸付等を行うすべての方は、帳簿の記帳と領収書等の書類の保存が必要です。また、その帳簿や領収書等の書類には、以下の保存期間が定められています。

- ・収入金額や必要経費を記載した帳簿・・・・・・・・7年
- ・棚卸表や請求書、納品書、領収書等の書類・・・5年

## 農業収支内訳書の作成について

### ○収入金額

販 売 金 額	①	本年中に販売した農作物の販売金額を記入します。収支内訳書(裏)の「収入金額の明細」欄の①の金額を記入します。
家事消費 事業消費 金額	②	収穫した農作物を家庭で消費したり贈答した場合に記入します。生産者販売価格により計算します。
雑 収 入	③	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵等の価格差補てん金、農作業受託料、事業分量分配金、中山間地域等交付金等の金額の合計金額を記入します。
農作物の棚卸高	⑤ ⑥	収穫時の生産者販売価格により計算して記入します。収支内訳書(裏)の「収入金額の明細」欄の⑤⑥の金額を記入します。

### ○必要経費

雇 人 費	⑧	常雇・臨時雇人等の労賃および賄費
小作料・賃借料	⑨	小作料、農機具等の賃借料、農協等の施設使用料
減 価 償 却 費	⑩	農機具、農業用自動車等の当年分減価償却費合計額
利 子 割 引 料	⑪	農業用借入金にかかる支払利息
租 税 公 課	①	農業に関連して納付した税金や賦課金。固定資産税(土地・建物・償却資産)、自動車税、水利費、農協組合費等
種 苗 費	㊦	種子、苗類、種芋等の購入費用
素 畜 費	㊧	子牛、子豚等の取得費
肥 料 費	㊨	肥料の購入費
飼 料 費	㊩	飼料の購入費
農 具 費	㊪	取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用
農 薬 ・ 衛 生 費	㊫	農薬の購入費用や共同防除費等
諸 材 料 費	㊬	ビニール、防風寒資材、ロープ等の諸材料の購入費用
修 繕 費	㊭	農機具、農業用自動車、施設の修理に要した費用
動 力 光 熱 費	㊮	電気、ガス、水道料金や灯油、重油、ガソリン等の燃料費
作 業 用 衣 料 費	㊯	作業服、軍手等購入費用
農 業 共 済 掛 金	㊰	水稻、家畜等に係る共済掛金
荷造運賃手数料	㊱	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)時に支払う手数料
土 地 改 良 費	㊲	土地改良事業の費用や客土費用
雑 費	㊳	上記以外の費用で農業に関連して支出した費用

### ○専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、6か月を超える期間その事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

なお、この控除金額については、事業専従者の給与収入とみなされます。

(1) 860,000円(配偶者以外の親族である場合は、500,000円)
(2) 収支内訳書(表)の⑮の金額 ÷ (事業専従者の人数+1)



## ○減価償却費

農業用の建物・車両・農機具等で、購入価額が 10 万円以上のものについては、資産ごとに決められた耐用年数に応じて減価償却費を計算し、経費とします。

### 減価償却費の計算方法(定額法)

(平成 19 年4月1日以後に取得した資産)

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{償却月数} / 12 \text{ か月} \times \text{事業専用割合} = \text{減価償却費}$$

(平成 19 年3月 31 日以前に取得した資産)

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{償却月数} / 12 \text{ か月} \times \text{事業専用割合} = \text{減価償却費}$$

### 【ご注意】

- 使用可能期間が1年未満か取得価格が 10 万円未満の少額な資産は、農具費として下さい。
- 取得価格が 10 万円以上 20 万円未満の資産については、その3分の 1 の金額を取得後3年間の各年の必要経費とすることができます。
- 平成19年3月31日以前に取得した資産については、取得価格の 95%まで償却した後、翌年から5年間の均等償却を行います。

### 農業の主な減価償却資産の耐用年数と償却率(H19.4.1 以降取得)

種 類	構造・用途	耐用年数	償却率
農 機 具	トラクター、管理機、ロータリー、ハロー、鎮圧機、うねたて機、テーラー、田植え機、育苗機、堆肥散布機、散布機、噴霧器、ミスト機、コンバイン、刈取機、ハーベスター、脱穀機、粃すり機、乾燥機等	7年	0.143
車 両	軽トラック、フォークリフト、その他運搬車	4年	0.250
	普通トラック	5年	0.200
建 物	木造(倉庫・作業場)	15年	0.067
	簡易建物(物置・倉庫・作業場用)	10年	0.100
	ビニールハウス(金属製・基礎工事あり)	14年	0.072
	ビニールハウス(金属製・基礎工事なし)	10年	0.100

### 中古品の耐用年数の計算方法

中古品の耐用年数は、次の計算式で求めてください。

(1年未満の端数は切捨て、その年数が2年未満のときは2年とします。)

(耐用年数を全部経過したもの)

$$\text{耐用年数} \times 0.2 = \text{中古資産の耐用年数}$$

(耐用年数の一部を経過したもの)

$$\text{耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{中古資産の耐用年数}$$

